

## 国保年金課（年金）での手続き内容と必要なもの（5番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
年金受給権者	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった人の年金証書</li> <li>・死亡の事実が確認できる書類（戸籍謄本または抄本、死亡診断書のコピー等）</li> </ul>	国保年金係 内線 306
老齢基礎年金を受けていた人が亡くなった当時、その人と生計を同じくしていた人※1	死亡未支給年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった人の年金証書、年金手帳</li> <li>・戸籍謄本または抄本</li> <li>・請求者の住民票（世帯全員分）</li> <li>・亡くなった人の住民票（除票）</li> </ul>	
各種年金制度に加入中に亡くなった人と生計を同じくしていた人※1	国民年金死亡一時金請求※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者の預金通帳</li> <li>・請求者の印鑑（認め印）</li> <li>・生計同一申立書※2</li> </ul>	
国民年金加入中の人で亡くなったときで、その人によって生計維持されていた18歳到達年度の末日までにある子（障害の状態にある場合は20歳未満）のいる配偶者または子	遺族基礎年金※4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった人の年金手帳</li> <li>・戸籍謄本</li> <li>・請求者の住民票（世帯全員分）</li> <li>・亡くなった人の住民票（除票）</li> <li>・請求者の所得証明書等収入が確認できる書類</li> <li>・子の収入が確認できる書類（義務教育終了前は不要）</li> <li>・死亡診断書のコピーまたは死亡届の記載事項証明書</li> <li>・請求者の預金通帳</li> <li>・請求者の印鑑（認め印）</li> </ul>	

※1 死亡未支給年金、死亡一時金の受け取りには、遺族の人の中でも順位があります。

(1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹 (7) その他 (1) ~ (6) 以外の3親等内の親族

※2 別住所または別世帯の人が請求される場合に必要です。第三者の証明が必要となります。請求者が配偶者または子の場合で、住民票上世帯が別であったが、住所が同じであった時は必要ありません。

※3 死亡一時金は、国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある人が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなったときにその人と生計を同じくしていた遺族が受けることができます。死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて支給額が異なります。遺族が遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。

※4 遺族基礎年金には支給要件があります。

①被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき。(ただし、亡くなった人について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること。)ただし、令和8年(2026年)4月1日前の場合は死亡日に65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保

除料の滞納がなければ受けられます。

※厚生年金に加入していた期間がある人が亡くなった場合は、年金事務所でのお手続きとなりますので詳しくはお近くの年金事務所にお尋ねください。また、各種共済組合等に加入していた期間がある人が亡くなった場合は、各種共済組合等にお尋ねください。

### 国保年金課（後期高齢者医療・公費医療）での手続き内容と必要なもの（6番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
後期高齢者医療被保険者	葬祭費申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喪主確認書類（会葬礼状・葬儀の領収書・火葬許可証のいずれか1つ）</li> <li>・喪主名義の口座がわかるもの</li> </ul>	内線 305 315 公費医療係
後期高齢者医療被保険者	相続人代表者の口座届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人代表者の口座がわかるもの</li> <li>・相続人と亡くなった人の続柄確認書類（相続人の戸籍謄本等。ただし、同世帯で続柄のわかる場合は不要）</li> </ul> ※「相続人代表者」は原則、被保険者本人の配偶者または直系3親等以内の人になります。	
子ども医療受給者	資格喪失届の提出 医療証の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種医療証</li> </ul>	
重度障がい者医療受給者			
ひとり親家庭等医療受給者			

### 介護保険課での手続き内容と必要なもの（7番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
介護保険被保険者	被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証（黄色）</li> <li>・介護保険負担割合証（緑色）</li> <li>・介護保険負担限度額認定証（桃色）</li> </ul>	内線 370 371 372 介護保険係
要介護認定を受け、サービスを利用していた人の法定相続人	相続人代表者指定届兼口座指定届の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定相続人の口座情報</li> <li>・戸籍抄本（コピー可）※住民基本台帳上同一世帯員である法定相続人による申請の場合は、戸籍抄本の添付は不要です。</li> </ul>	